

令和 3 年 4 月 23 日

新型コロナウイルス対策担当大臣
西村 康 稔 殿

公益社団法人全国公立文化施設協会

緊急要望：緊急事態宣言におけるイベント開催への適切なる対応と補償について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大（いわゆる第4波）により東京都を含む4都府県からの要請を受けて、政府においては緊急事態宣言の発出が予定されており、報道によるとイベント開催等については「原則、無観客で開催するよう協力を求める」、また「公立の施設の閉館や閉園を検討するよう求める」と伝えられています。

現在、全国の公立文化施設を始めとした劇場、音楽堂等では、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、徹底した感染防止を図った上でイベント等が開催され、客間のクラスター（集団感染）の発生は確認されておらず、今回の一律的な制限については疑問を呈さずにはられません。

一方で、変異株が増え感染が拡大している中で、緊急事態宣言が発出される主旨は理解しており、感染拡大防止への協力は惜しまないところです。しかしながら、来場での鑑賞を前提としたチケット購入者に対して、「無観客開催=配信等での鑑賞」の理解は必ずしも得られるものではなく、まして急な中止や閉館となれば大きな混乱が想定されます。改めて、チケット販売済みのイベントについては要請の対象外としていただけるようご配慮をお願いいたします。

また、配信に伴う撮影等の経費増やクレジット決済されたチケットの入金前の払い戻しに伴う資金調達などの対応も急務となります。加えて、閉館により公立施設を利用料金制で管理運営する指定管理者は、会場利用料の返還による施設運営費の減収が発生します。これまでの緊急事態宣言では、休業する飲食店等に対して一定の補償が支払われてきました。今回の緊急事態宣言に従うイベント事業者や劇場、音楽堂等に対しても同様に適切な補償をいただけますように重ねてご配慮をお願いいたします。